

第二期

福島県子ども・子育て支援事業

支援計画(案)



福島県

目 次

第1章 計画の策定に当たって	… 1
第2章 子どもの育ち及び子育てを巡る環境	… 2
第3章 計画の基本的考え方	
1 計画の基本理念	… 12
2 計画の位置付け	… 13
3 計画期間	… 13
4 計画の公表	… 13
5 計画の達成状況の点検及び評価	… 13
第4章 幼児教育・保育等の提供体制	
1 区域の設定	… 14
2 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・ 保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	… 14
3 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保 方策	… 17
4 県が行う認可及び認定に係る需給調整	… 25
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保	… 26
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を 図るために必要な市町村との連携	… 27
7 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子 ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上	… 28
8 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整	… 30
9 教育・保育情報の公表	… 31
第5章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	
1 児童虐待防止対策の充実	… 32
2 社会的養育の充実・強化	… 34
3 ひとり親家庭の自立支援の充実	… 36
4 障がい児施策の充実等	… 37
〈別表〉	
区域ごと【市町村ごと】の量の見込みと提供体制の確保方策	… 40

第1章 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

現在、我が国では、雇用環境の変化や子育て費用の増大、未婚化・晩婚化の進展など様々な影響により、急速な少子化が進行しています。人口の自然増減の評価指標の一つである合計特殊出生率では、人口規模を維持していくためには、2.07が必要な水準とされていますが、日本では昭和50年以降、2.07を上回ることではなく、平成30年は1.42と一貫して少子化が進んでいます。

また、福島県は、国よりは高い数値となっていますが、昭和55年以降2.07を上回ることではなく、平成30年は1.53と国と同様の傾向にあります。

このように少子化が進行していますが、保育所への入所希望者数は共働き家庭の増加等により年々増加しています。そのため、特に都市部では保育所に入所できない待機児童が多数発生し、社会問題化しています。本県においても都市部を中心に待機児童が存在し、対策が求められています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭や子育てを巡る状況は変化してきており、地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった大きな課題が生じています。

本県においては、これらの課題へ対応するため、平成7年3月にうつくしま子どもプランを策定して以降、少子高齢社会への対策や子育て環境の変化に対応できるよう計画的に子育て支援施策を実施してきました。

しかしながら、全国的に少子化の進行に歯止めがかからず、また子どもや子育てをめぐる環境は更に厳しく変化したことから、これらの課題に対応するため、国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定しました。

また、令和元年10月には、少子化対策を推進する一環として子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法が一部改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。

子ども・子育て関連3法は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や質の向上、保育の量的拡大並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的としており、子ども・子育て支援法第62条では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制その他業務の円滑に実施に関する計画の策定が定められています。

「福島県子ども・子育て支援事業支援計画」は、子ども・子育て支援法の趣旨に即した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を市町村が円滑に実施できるよう支援するとともに、広域自治体として必要な調整を図るために策定するものです。

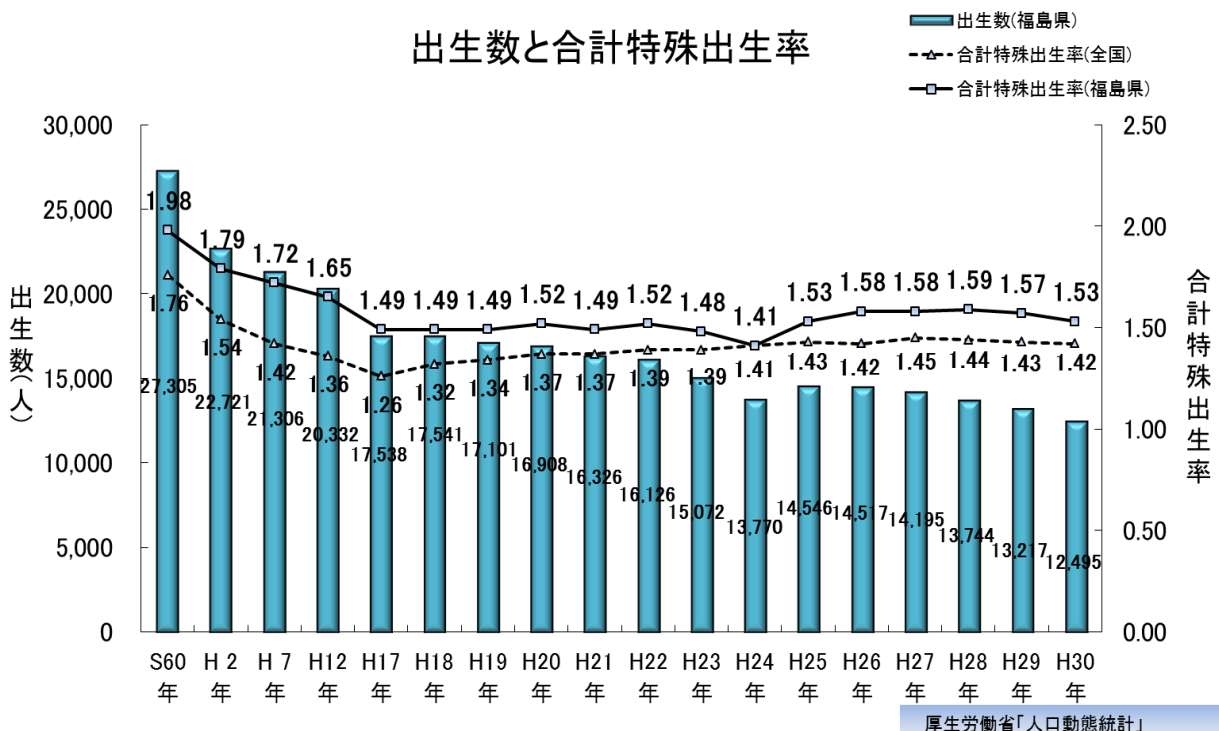
第2章 子どもの育ち及び子育てを巡る環境

○ 少子化の現状（出生数と出生率の低下）

福島県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームの約7万3千人（全国約269万7千人）をピークに急減し、その後、第2次ベビーブームに当たる昭和48年、49年頃に3万2千人台（全国約209万2千人）まで回復しましたが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には東日本大震災の影響もあり1万4千人を下回りました。翌年は1万4千人を回復しましたが、その後再び減少に転じ、平成30年には1万3千人を割り込みました。

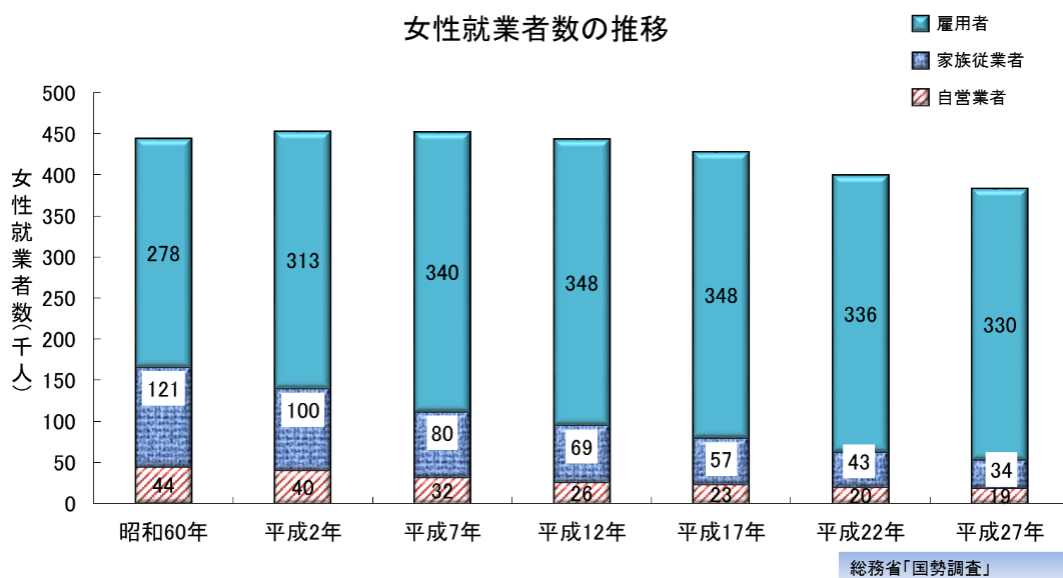
福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、現在の人口を維持するのに必要な水準が2.07とされる中、昭和の終わり頃は2.0に近い数字であったものの、近年は大幅に下回っており、平成24年には全国と同数値の1.41まで落ち込みました。

その後、本県の合計特殊出生率は平成28年には1.59まで持ち直したものの、出生数は減少を続けており、依然として少子化が進行している状況にあります。



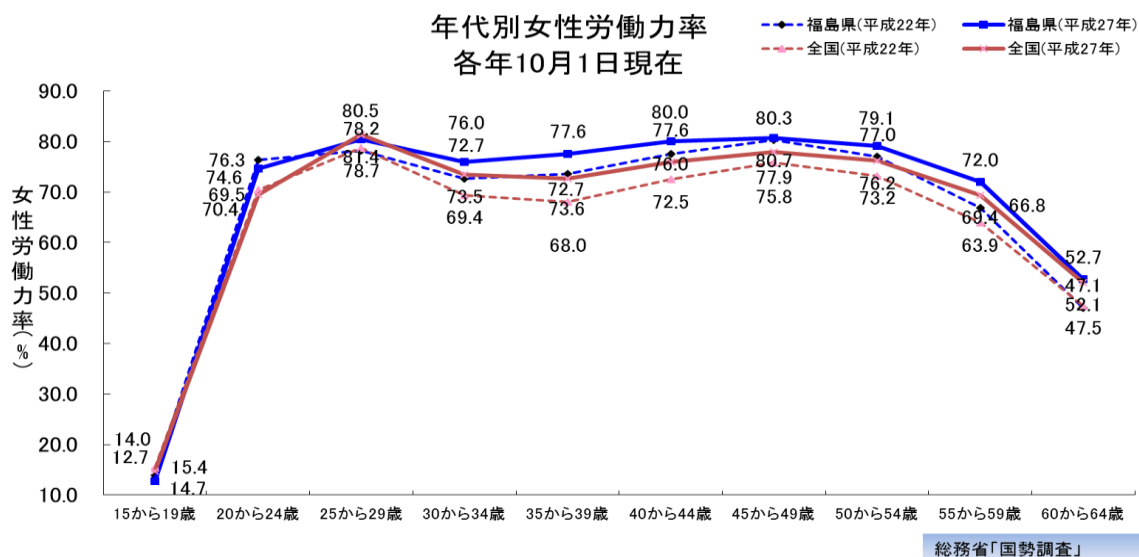
○ 女性の就労状況

女性の就業者数は、従業上の地位別にみると、昭和60年に比較して平成27年は、家族従業者が12万1千人から3万4千人に減少し、一方で、会社などに勤めている雇用者は27万8千人から33万0千人に増加しており、女性の社会進出が進んでいます。



○ 女性の労働力率

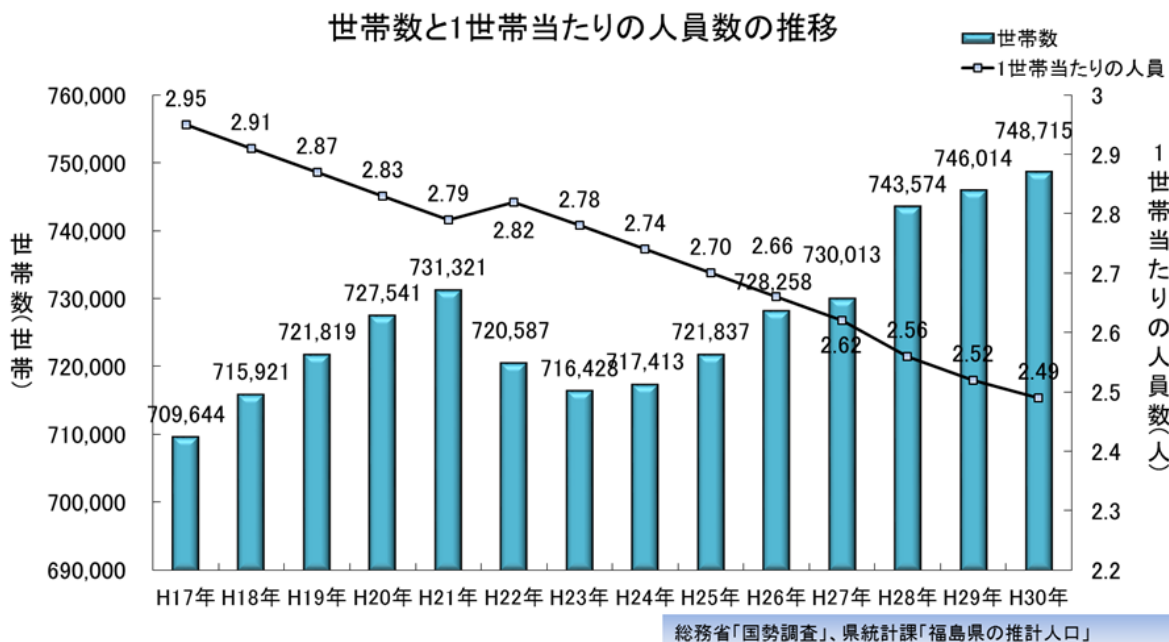
女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者数＋完全失業者数）の割合）を年齢別に見ると、30歳代の労働力率が低いM字型について、5年前と比較して谷が浅くなっているものの、引き続きその傾向は現れており、現在も結婚や出産を機に一旦仕事を離れ、子育てが一段落した後、再就職する女性が多いことが分かります。



○ 世帯の状況

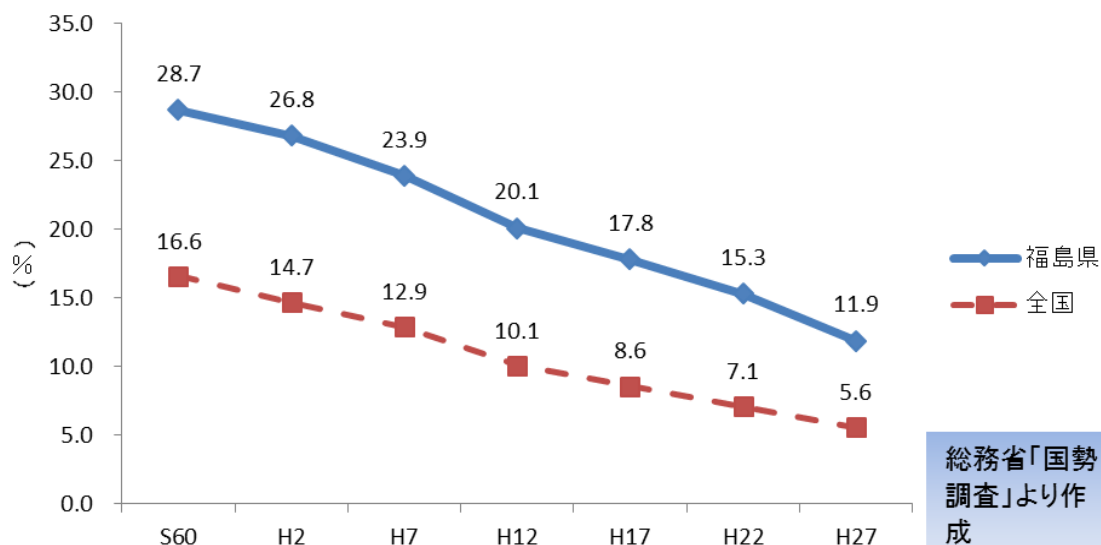
世帯数は、東日本大震災の影響等により一時減少しましたが、緩やかに増加している一方、1世帯当たりの人員は年々減少し、核家族化が進行しています。

また、本県は全国に比べて三世帯同居率が高くなっていますが、それも年々減少してきている状況です。



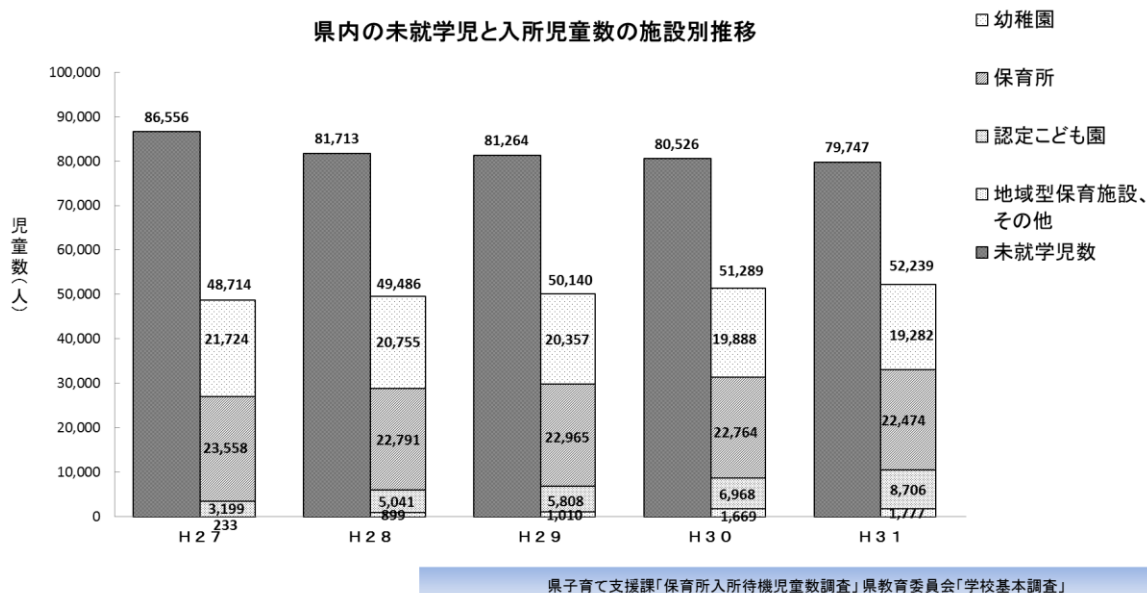
※ H17、22の世帯数減少は、国勢調査による統計数値の修正が主要因。

三世帯同居世帯の割合 (各年10月1日現在)



○ 入所児童数の施設別推移

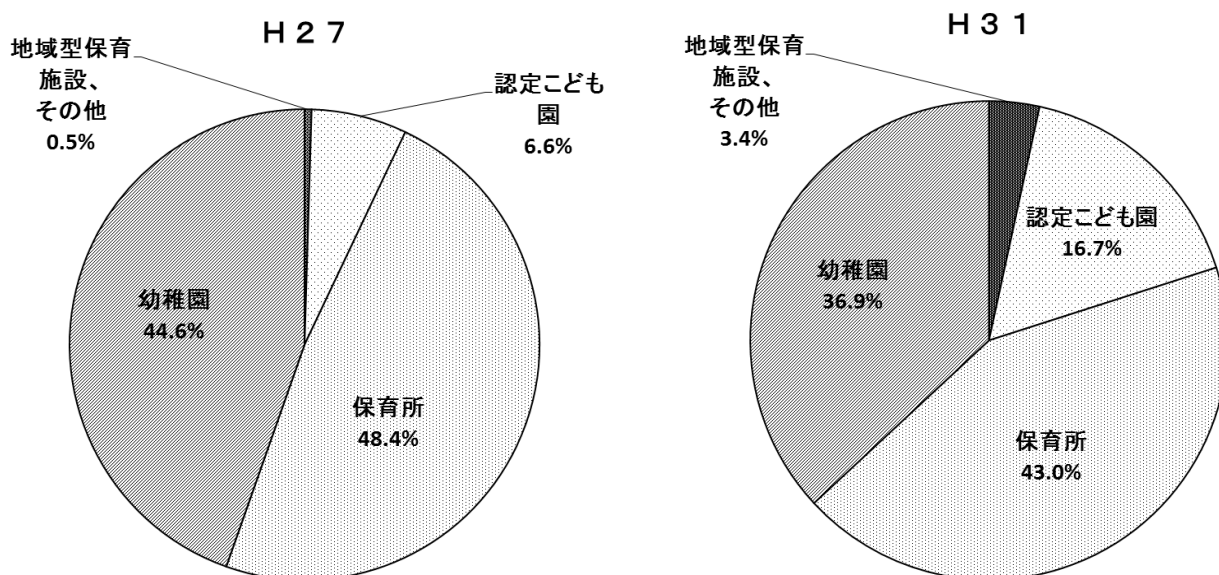
平成27年の子ども・子育て支援新制度開始当初と比較して、未就学児数は92.1%に減少していますが、施設を利用する子どもの数は107.2%に増加しており、子育てが家庭から社会全体へ移行しています。



※幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設等

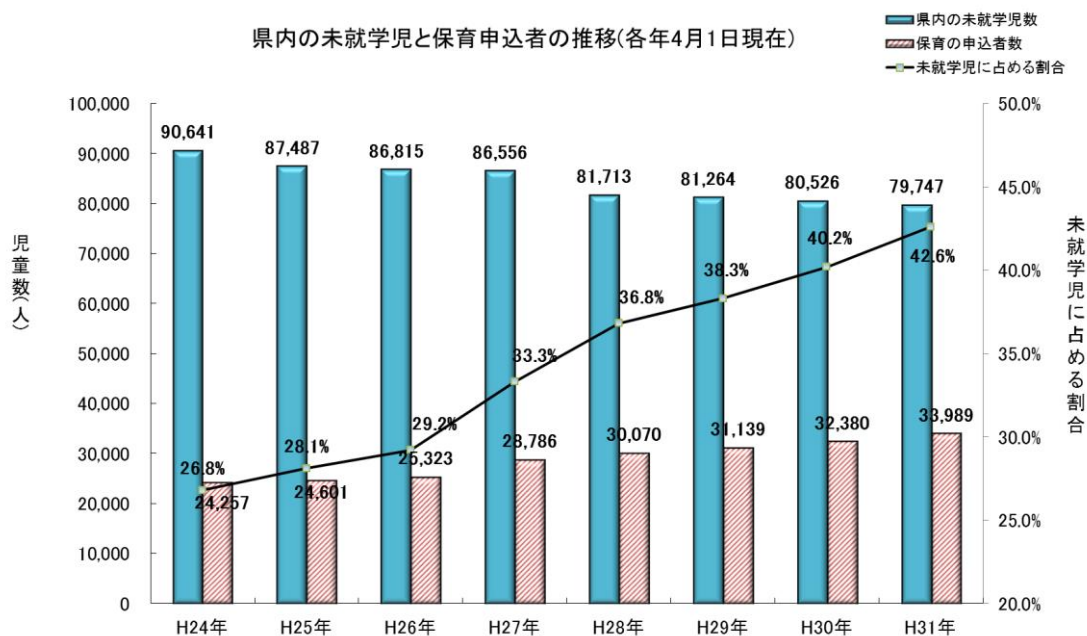
○ 入所施設割合の5年間の推移

平成27年の子ども・子育て支援新制度開始当初と比較して、認定こども園及び地域型保育施設を利用する子どもが全体の約2割に増加しています。



○ 保育申込者数の推移

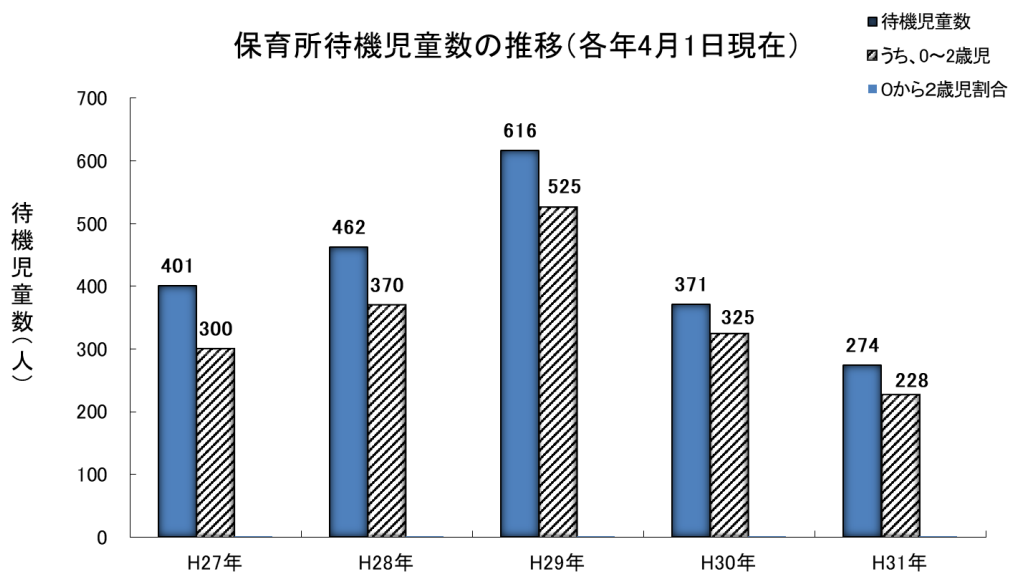
未就学児全体数は年々減少していますが、一方で保育の申込者数は増加しており、未就学児全体に占める割合は平成 30 年に 4 割に達しています。



県子育て支援課「保育所入所待機児童数調、厚生労働省報告」

○ 保育所待機児童数の推移

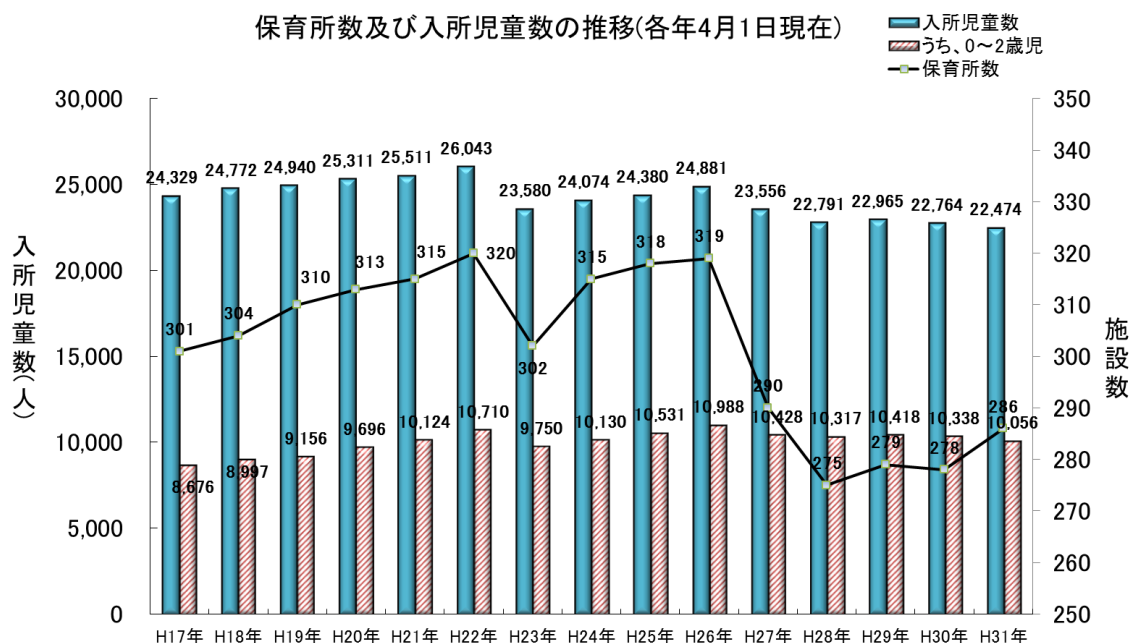
保育所等への入所を希望しても入所できない待機児童数は、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度開始により保育サービスの対象者が拡大したことから急増し、平成 29 年 4 月 1 日に 616 名となりました。その後は、施設整備が進み入所定員が増加したことから、減少を続けています。



県子育て支援課「保育所入所待機児童数調、厚生労働省報告」

○ 保育所の推移

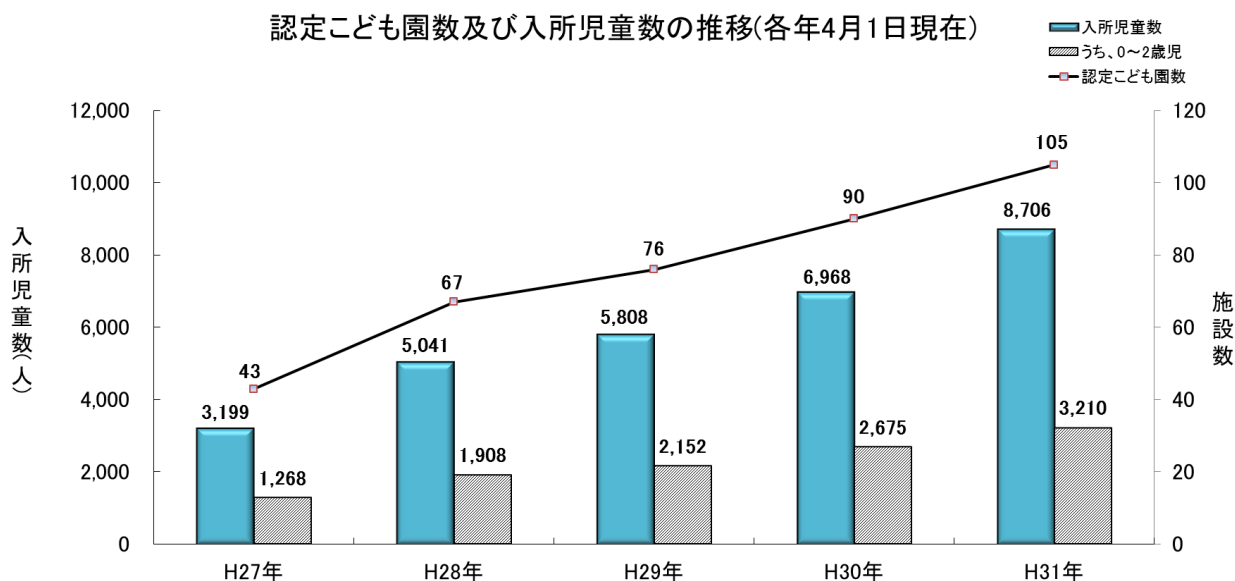
認可保育所については、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度開始以降、認定こども園への移行等により減少傾向にありましたが、保育需要の増加に伴い、近年は新設が進み再び増加傾向にあります。



県子育て支援課「保育所入所待機児童数調査、厚生労働省報告」

○ 認定こども園の推移

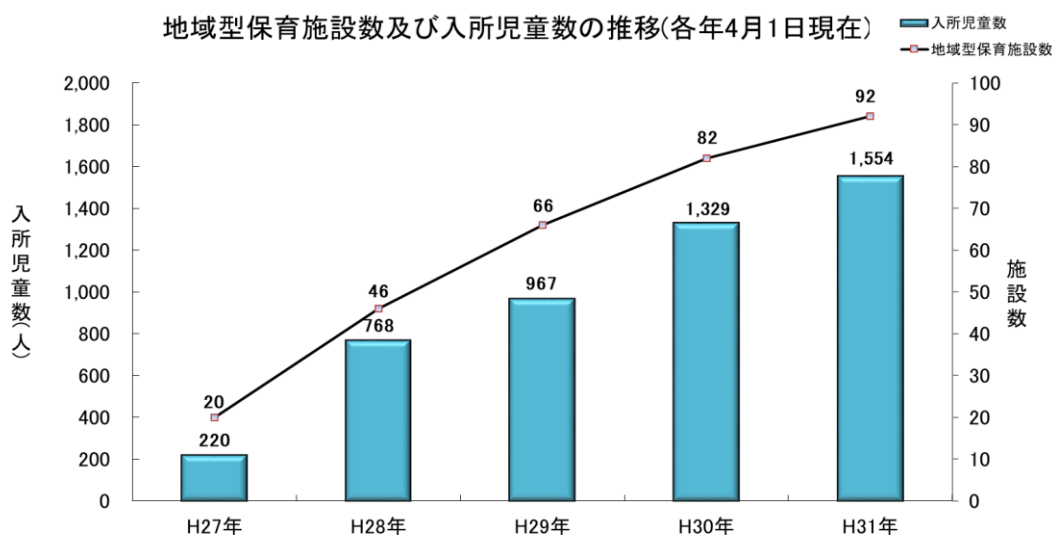
認定こども園については、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の開始以降、順調に開設が進み、平成 31 年 4 月 1 日現在では 8,706 名が入所しており、保育申込児童数の 25.6%が認定こども園に入所しています。



県子育て支援課「保育所入所待機児童数調査、厚生労働省報告」

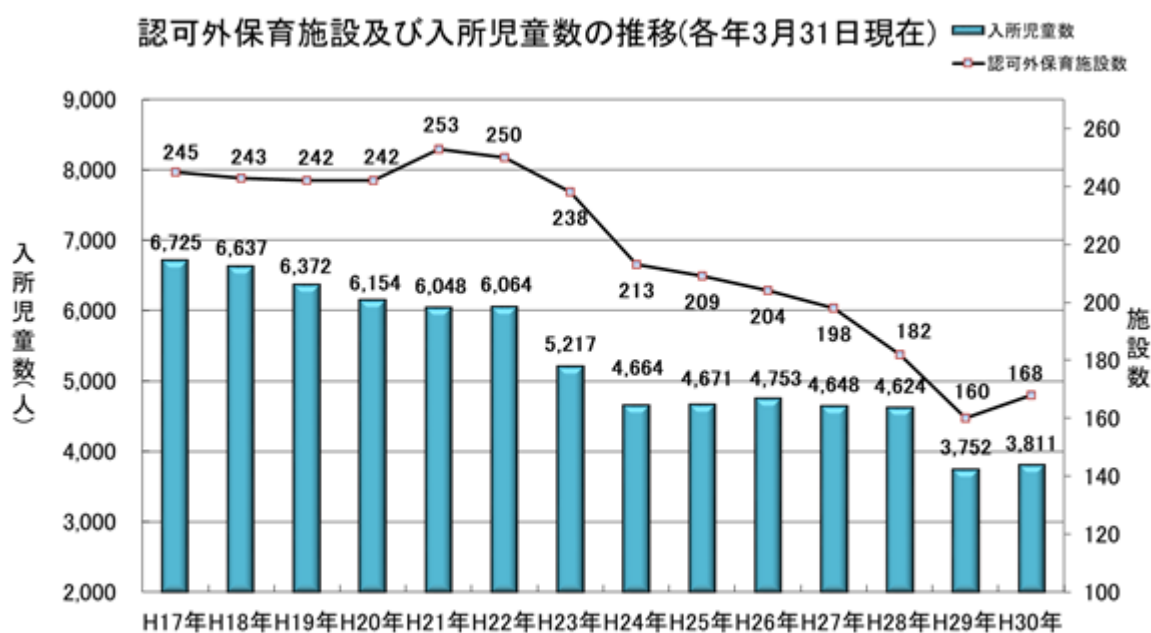
○ 地域型保育施設の推移

地域型保育施設についても、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の開始以降、開設が進み、平成 31 年 4 月 1 日現在では 1,554 名が入所しており、保育申込児童数の 4.6%（3 歳未満児の申込児童数では 10%）が地域型保育施設に入所しています。



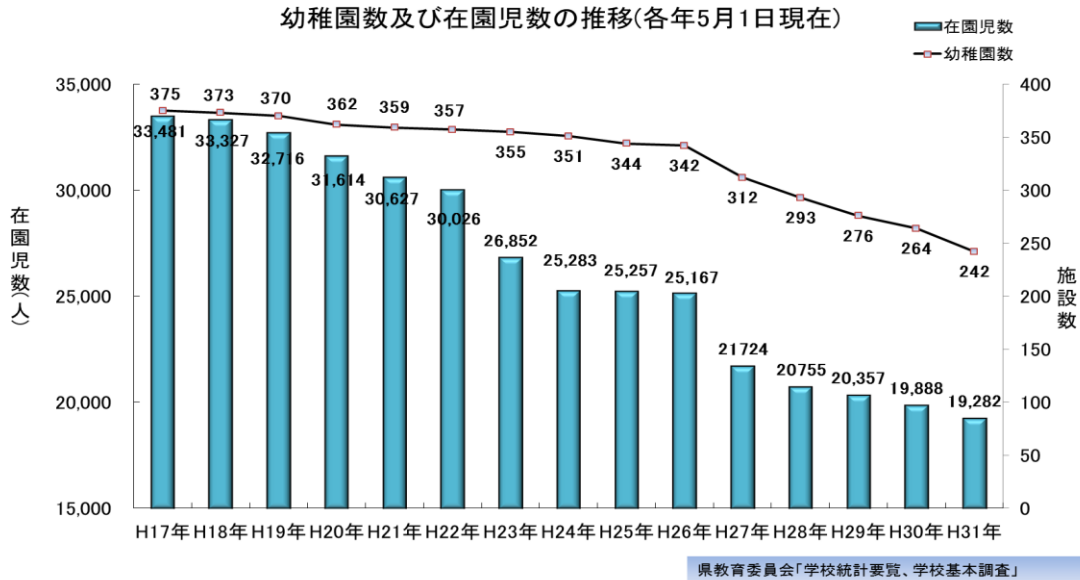
○ 認可外保育施設の推移

認可外保育施設については、平成 23 年の東日本大震災の影響による減少や平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の開始以降は認可保育所への移行が進み減少傾向にありましたが、平成 29 年からは企業主導型保育施設の開設が始まり増加に転じています。



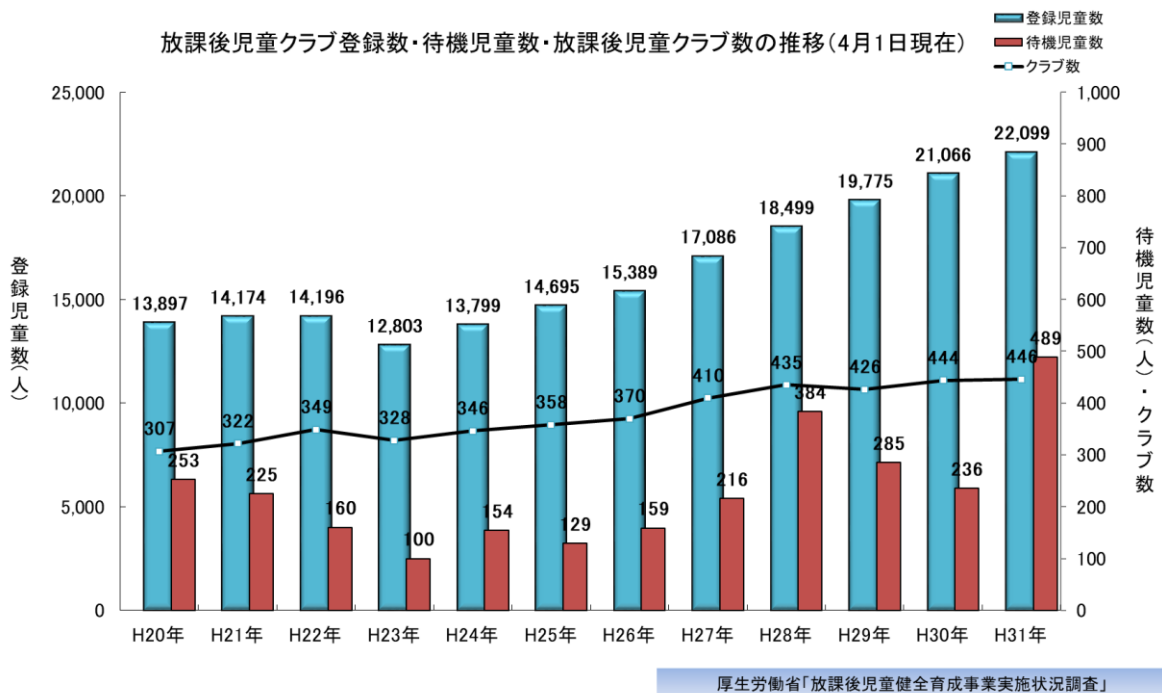
○ 幼稚園の推移

幼稚園については、平成 17 年の 375 園・33,481 人から、平成 31 年 10 月 1 日現在で 242 園・19,282 人と、施設数、在園児数ともに減少傾向にあります。
※ 平成 31 年は速報値



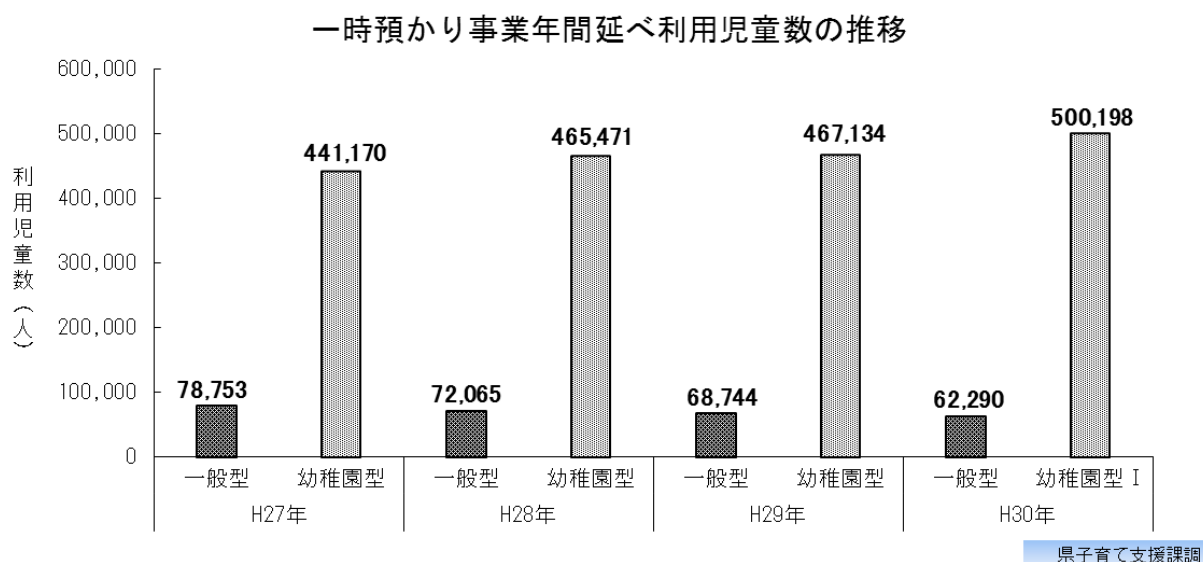
○ 放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについては、東日本大震災の影響により平成 23 年はクラブ数、児童数ともに大きく減少しましたが、その後、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い対象年齢が小学校 6 年生までに引き上げられたことなどもあり、クラブ数、児童数が増加しています。



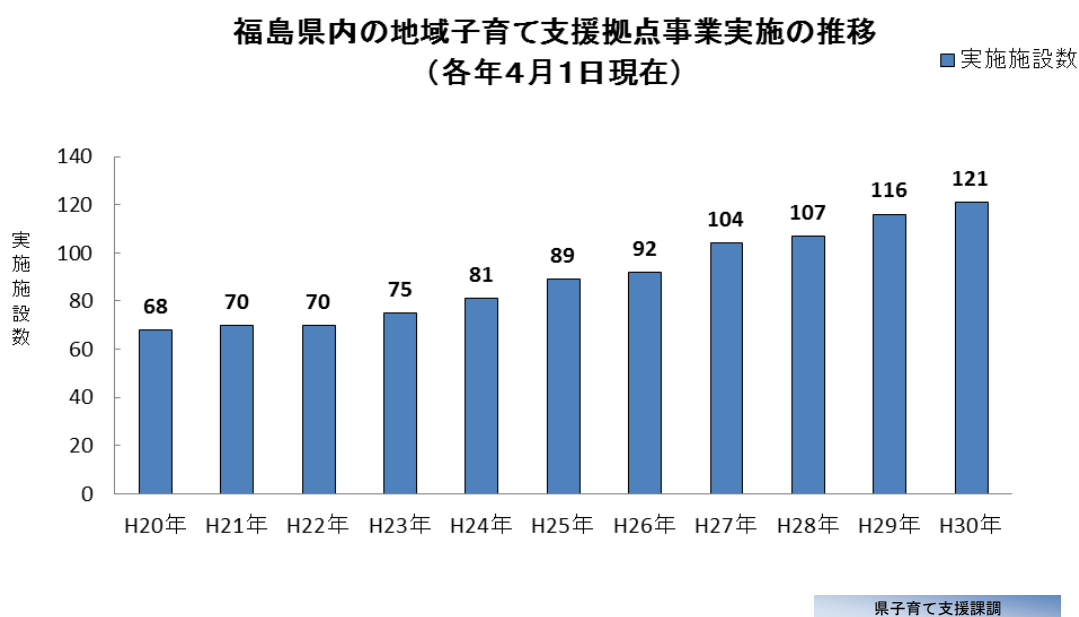
○ 一時預かり事業の推移

平成 27 年に子ども・子育て支援新制度が施行され、一時預かり事業（一般型、幼稚園型）として整理されて以降の一時預かり事業の年間延べ利用児童数は、一般型においては減少している一方、幼稚園型（平成 30 年度からは幼稚園型 I）は増加しており、事業全体としては増加傾向にあります。



○ 地域子育て支援拠点事業の推移

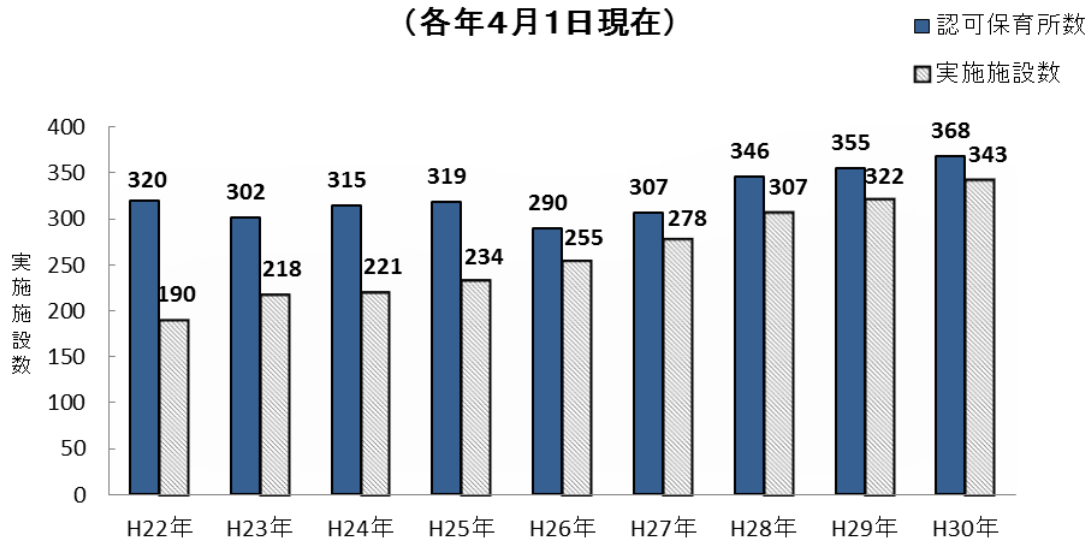
地域子育て支援拠点事業については、年々増加しており、平成 20 年には 68 か所で実施していましたが、平成 30 年には 121 か所まで増加し、10 年間で実施施設数が 1.8 倍となりました。



○ 延長保育実施の推移

延長保育については、保育所等の増加とともに年々実施施設数も増加しており、平成30年には、9割以上の保育所等で実施されています。

福島県内の保育所等における延長保育実施の推移
(各年4月1日現在)



県子育て支援課

※ H27年以降は認定こども園を含む。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

急速な少子化の進行や子育てを取り巻く環境の変化を踏まえ、「子育て世帯が必要としている支援が速やかに受けられる福島」が実現するよう、以下の項目を基本的理念としました。

○ 「子どもの最善の利益」の尊重

教育・保育を始めとする子育て支援を実施するに当たっては、子どもの発達段階や個性を踏まえ、子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を最優先に考えた対応をすることとします。

○ 切れ目のない一体的な支援体制の構築

福島の未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すためには、一人一人の成長を温かく見守るとともに、状況に応じて必要な支援が適時適切に提供されることが重要です。

特に乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期でもあることから、発達段階に応じて切れ目なく必要な支援を提供できる体制を整備していきます。

○ 社会全体での子育て・子育ての支援

子どもを持つことや子育てに対する負担、不安、孤立感ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、行政、企業を始め地域の各団体、高齢者など様々な世代等、社会全体でその気持ちを受け止め、寄り添い、支え合うことができる体制づくりを推進します。

○ 全ての子どもに対する健やかな育ちへの支援

全ての子どもに健やかな成長を促すためには、画一的な支援ではなく、子どもの状態や取り巻く環境などに対応した支援が必要です。そのため、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防止に取り組み、障がいなどの子どもの状況や家族の状況を踏まえ、社会的な支援の必要な家庭に対して適切に対応ができる体制を整備していきます。

○ 成育医療等の提供の確保

妊娠・出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関係する教育・福祉等に係るサービス等の提供が確保されるよう努めます。

2 計画の位置付け

本計画は、福島県の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定める基本的なものです。

この中では、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村という区域を越えた広域的な調整、保育人材の確保及び資質の向上に係る方策、保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等について規定します。

なお、本計画に記載されている提供体制の確保方策は、幼稚園、保育所及び認定こども園の認可・認定に当たっての需給調整の判断根拠となるものです。

さらに、本計画は、ふくしま新生子ども夢プラン次期計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画と整合性を図るものです。

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画の公表

本計画については、ホームページにより公表します。

5 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 点検及び評価

- ① 事業年度の翌年度に本計画の進捗状況を点検します。
- ② 点検結果は、福島県子ども・子育て会議計画部会に報告し、意見を伺うことにより、今後の施策展開の参考とします。
- ③ 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業に係る需要量と供給量については、ホームページにより公表します。

(2) 計画の見直し

上記(1)の点検の結果、計画の内容と実態が大きく乖離していると認められた場合は、計画の全部又は一部を見直すこととします。

なお、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

1 区域の設定

(1) 区域設定の趣旨

区域とは、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位とされており、本計画では、子ども・子育て支援法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定めることとされています。

なお、当該区域は、県が教育・保育施設の認可・認定の際に行う需給調整の判断基準の単位となるものです。

(2) 区域設定の内容

本県では、市町村の面積が比較的広いため、市町村ごとにおおむねの需給バランスが図られていること、広域利用の場合であっても隣接市町村における個別対応がほとんどであるという実情を踏まえ、各市町村をそれぞれ1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 基本的な考え方

① 教育・保育に係る量の見込み（需要）

各市町村は、現在の教育・保育施設の利用状況に、現在の利用はないものの今後利用したいという潜在的なニーズ量を含めた数を需要量のベースとして見込んでいます。その結果を分析し、地域の実情を踏まえた所要の調整を行い、市町村子ども・子育て会議の審議を経て最終的な需要量を決定しています。

本計画における教育・保育に係る量の見込みの策定に当たっては、市町村ごとにその数値を集計し、以下の認定区分ごとに定めています。

認定区分	内 容	利 用 先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要(※1) とする就学前の子ども	保育所、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする 就学前の子ども	保育所、認定こども園、 特定地域型保育事業

② 教育・保育の提供体制の確保方策（供給）

各市町村は、現在の教育・保育の提供可能量を把握した上で、需要量と比較し、不足する場合には、計画的に提供体制を整備することとなります。この確保方策の数値は、提供体制の整備に向けた年次計画値となります。

本計画における教育・保育の提供体制の確保方策の策定に当たっては、市町村ごとにその数値を集計したものです。

なお、確保方策は、認可及び確認（※2）を受けた教育・保育施設が対象となります。

※1 保育を必要とする場合とは保育の必要性を客観的な基準に基づき、児童の保護者が、次の内容の事由に該当し、児童の保育をすることができないと認められる場合です。

- ① 就労している場合
- ② 妊娠中又は出産後間もない場合
- ③ 保護者が疾病、障がい等を有している場合
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護が必要な場合
- ⑤ 災害の復旧に当たっている場合
- ⑥ 求職活動中である場合
- ⑦ 就学している場合
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合。
- ⑩ 市町村が特に認めた場合

※2 確認とは、認可施設・認可事業者の中で、市町村が施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者について、財政支援を行う施設として適当であるか否かを審査する行為です。

(2) 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容（総括表）

	量の見込み			確保量			需要と供給の差		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
令和2年度									
令和3年度				調整中					
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

② 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容（1号・2号）

	量の見込み			確保量						需要と供給の差	
	1号 ①	2号		1号			2号			1号 ④-①	2号 ⑤-②-③
幼児期の学校教育の利用希望が強い ②		左記以外 ③	合計 ④	特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	合計 ⑤	特定教育・保育施設	企業主導型保育施設の地域枠	その他		
令和2年度											
令和3年度				調整中							
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											

③ 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容（3号）

	3号(0歳児)						3号(1~2歳児)						
	量の見込み ①	確保量					需要と供給の差 ②-①	量の見込み ①	確保量				
合計 ②		特定教育・保育施設	地域型保育	企業主導型保育施設の地域枠	その他	合計 ②			特定教育・保育施設	地域型保育	企業主導型保育施設の地域枠	その他	
令和2年度													
令和3年度							調整中						
令和4年度													
令和5年度													
令和6年度													

※ 区域ごと数値については、巻末の別表のとおり。

※ 「その他」・・・一時預かり事業、幼稚園における預かり保育、財政支援を行う認可外保育施設等

3 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策

各市町村は、前出の教育・保育の提供体制の確保と同様に事業ごとに需要量を見込み、計画的に提供体制を整備しています。

県としては、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、各事業が地域の実情に応じて円滑に運営できるよう、必要な支援を行います。

「地域子ども・子育て支援事業」は、以下の事業が用意されており、市町村は地域の実情を踏まえて、事業の全部又は一部を実施します。

○ 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。

(基本型・特定型)

※ 基本型は主として行政以外の窓口で、特定型は主として行政機関の窓口を活用する。

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	調整中							
量の見込み ①					差③ (②-①)			
か所					か所			

(母子保健型)

※ 母子保健型は主として保健センター等を活用し、保育士等の専門職が実施する。

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	調整中							
量の見込み ①					③ (②-①)			
か所					か所			

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所など、子育て家庭の身近な場所で、近隣に住む親子との交流の場を提供したり、子育てについての相談、助言や情報の提供などを行う事業

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
人日	か所 人日	人日	人日	か所 人日	人日	人日	か所 人日	人日
	調整中							
量の見込み ①					差③ (②-①)			
人日					人日			

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回
	調整中							
量の見込み ①					③ (①)			
人回					人回			

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回
	調整中							
量の見込み ①					差③ (②-①)			
人回	人回	人回	人回	人回	人回			

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回	人回
調整中								
量の見込み ①								

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、養育及び保護を行う事業

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②		量の見込み ①	確保量②		量の見込み ①	確保量②	
人日	か所	人日	人日	か所	人日	人日	か所	人日
調整中								
量の見込み ①								
人日								

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者を会員として、それらの会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

下表は各年度のファミリー・サポート・センター実施市町村数です。

令和2年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	調整中			

⑧ 一時預かり事業

(7) 幼稚園における在園児を対象とした預かり

幼稚園の通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり保育を行う事業

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
	調整中							
量の見込み ①					差③ (②-①)			
					人日			

(1) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどにより、一時的に保育を必要とする場合には、認定こども園、保育所等における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）により、必要な支援を行います。

(a) 認定こども園、保育所等における一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(b) ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者を会員として、それらの会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(c) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が労働等その他の理由により平日の夜又は休日に不在となることで児童の養育が困難となった場合、その他緊急の場合に、児童養護施設等で児童を預かる事業

令和2年度					
量の見込み ①	確保量				差⑥ (⑤-①)
	一時預かり事業 (在園児対応型を除く) ②	ファミリー・サポ- ト・センター事業③	子育て短期支援 事業(トワイライトステイ) ④	計 ⑤(②+③+④)	
人日	人日	人日	人日	人日	人日
	調整中				
量の見込み ①	確保量				差⑥ (⑤-①)
人日	人日	人日	人日	人日	人日
	調整中				
令和4年度					
量の見込み ①	確保量				差⑥ (⑤-①)
	一時預かり事業 (在園児対応型を除く) ②	ファミリー・サポ- ト・センター事業③	子育て短期支援 事業(トワイライトステイ) ④	計 ⑤(②+③+④)	
人日	人日	人日	人日	人日	人日
	調整中				
令和5年度					
量の見込み ①	確保量				差⑥ (⑤-①)
	一時預かり事業 (在園児対応型を除く) ②	ファミリー・サポ- ト・センター事業③	子育て短期支援 事業(トワイライトステイ) ④	計 ⑤(②+③+④)	
人日	人日	人日	人日	人日	人日
	調整中				
令和6年度					
量の見込み ①	確保量				差⑥ (⑤-①)
	一時預かり事業 (在園児対応型を除く) ②	ファミリー・サポ- ト・センター事業③	子育て短期支援 事業(トワイライトステイ) ④	計 ⑤(②+③+④)	
人日	人日	人日	人日	人日	人日
	調整中				

⑨ 延長保育事業

保育の必要性のある子どもについて、認定こども園、保育所等の通常の利用日及び利用時間を超えて保育を提供する事業

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
人	人	人	人	人	人	人	人	人
	調整中							

⑩ 病児に対する保育の提供

発熱等の急な病気にかかった児童に対する保育提供は、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業により、必要な支援を行います。

(7) 病児保育事業

病院・保育所等に設置された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育提供する事業

県においては、病児保育事業の実施促進のため、広域利用協定の締結や病児保育施設新設に向けた調整を行います。

(4) ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者を会員として、それらの会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

令和2年度					令和3年度				
量の見込み ①	確保量②				量の見込み ①	確保量②			
	病児保育事業②	ファミリー・サポート・センター事業③	計④(②+③)	差④(④-①)		病児保育事業②	ファミリー・サポート・センター事業③	計④(②+③)	差④(④-①)
人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
	調整中								
量の見込み ①	確保量②				量の見込み ①	確保量②			
	病児保育事業②	ファミリー・サポート・センター事業③	計④(②+③)	差④(④-①)		病児保育事業②	ファミリー・サポート・センター事業③	計④(②+③)	差④(④-①)
人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
令和6年度									
量の見込み ①	確保量②				量の見込み ①	確保量②			
	病児保育事業②	ファミリー・サポート・センター事業③	計④(②+③)	差④(④-①)		病児保育事業②	ファミリー・サポート・センター事業③	計④(②+③)	差④(④-①)
人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日

⑪ 放課後児童対策

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業により、必要な支援を行います。

(7) 放課後児童健全育成事業

放課後や長期休業中に小学校の余裕教室、児童館、保育所、民間施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業

(4) ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

令和2年度						
量の見込み			確保量			差⑦ (⑥-③)
小1～小3 ①	小4～小6 ②	計 ③(①+②)	放課後児童健全育 成事業④	ファミリー・サポー ト・センター事業 ⑤	計 ⑥(④+⑤)	
人	人	人	人	人	人	人
調整中						
小1～小3 ①	小4～小6 ②	計 ③(①+②)	放課後児童健全育 成事業④	ファミリー・サポー ト・センター事業 ⑤	計 ⑥(④+⑤)	差⑦ (⑥-③)
人	人	人	人	人	人	人
令和4年度						
量の見込み			確保量			差⑦ (⑥-③)
小1～小3 ①	小4～小6 ②	計 ③(①+②)	放課後児童健全育 成事業④	ファミリー・サポー ト・センター事業 ⑤	計 ⑥(④+⑤)	
人	人	人	人	人	人	人
令和5年度						
量の見込み			確保量			差⑦ (⑥-③)
小1～小3 ①	小4～小6 ②	計 ③(①+②)	放課後児童健全育 成事業④	ファミリー・サポー ト・センター事業 ⑤	計 ⑥(④+⑤)	
人	人	人	人	人	人	人
令和6年度						
量の見込み			確保量			差⑦ (⑥-③)
小1～小3 ①	小4～小6 ②	計 ③(①+②)	放課後児童健全育 成事業④	ファミリー・サポー ト・センター事業 ⑤	計 ⑥(④+⑤)	
人	人	人	人	人	人	人

⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業であり、市町村が本事業に取り組む場合には、県として必要な支援を行います。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき実費徴収に係る費用を助成する事業であり、市町村が本事業に取り組む場合には、県として必要な支援を行います。

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)	量の見込み ①	確保量②	差③ (②-①)
人	人	人	人	人	人	人	人	人
調整中								
量の見込み ①					③ -①)			
					人			

4 県が行う認可及び認定に係る需給調整

(1) 基本的な考え方

認定こども園、幼稚園、保育所（以下、「認定こども園等」という。）の認可・認定に当たっては、本計画において記載している各年度の需給見込みに基づき判断します。

具体的には、認定こども園等の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、本計画における区域ごとの供給量が需要量を超えない範囲で、認可・認定することを原則とします。

なお、中核市である福島市、郡山市及びいわき市に所在する幼保連携型認定こども園及び保育所の認可については、それぞれの市が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき行うこととなります。

(2) 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

上記（1）に記載した方法に関わらず、事業計画に基づき、認定こども園等の具体的な整備計画がある、又は整備を行っている場合には、その分を現存の供給量に加えることとします。その上で、認定こども園等の認可・認定基準を満たす施設から申請があった場合は、本計画における区域ごと、認定区分ごとの供給量が需要量を超えない範囲で認可・認定することを原則とします。

(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合又は認定こども園を新設する場合

認可・認定については、上記（1）に記載した方法が原則です。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できるとともに、地域の子育て支援を担う施設であることから、その普及に取り組むことが重要と考えます。

国は認定こども園を推進していることから、需要を超えた供給について許容しているとともに、県内の市町村の状況を踏まえ、県としては普及策の一環として、認定こども園の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、本計画における区域ごとの供給量が需要量の110%を超えない範囲で認可・認定することを原則とします。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるとともに、地域における子育て支援の提供施設としての役割を担うことから、本県においても、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

なお、本県の認定こども園は平成31年4月で105園ですが、計画の最終年度である令和6年度までに（調整中）園を目指していくこととします。

(2) 認定こども園への移行に対する支援

幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対しては、市町村と連携し、施設整備などについて必要な支援を行います。

また、認定こども園への移行を希望する施設に対して、認可・認定に係る基準や手続に関する情報提供、相談支援を行うとともに、職員を対象とした研修内容の充実に努め、職員の資質向上を図ります。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要となります。

特に、教育・保育施設である認定こども園等は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する施設であり、満3歳以降は認定こども園等の連携施設において教育・保育を受けることとなります。

このことから、これらの子どもが満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう乳幼児期の発達の連続性を踏まえた、緊密な連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

令和元年10月に、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法が一部改正され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

これにより、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を対象となる子どもが利用した場合、子育てのための施設等利用給付支給の対象となることとなりました。

子育てのための施設等利用給付について円滑な実施が図られるよう、市町村へ対象となる施設の情報提供を行うとともに、指導監督時の立入調査への同行を行うなど、市町村と連携を図りながら制度の推進に取り組みます。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村間及び市町村と県との間で連携が図られるよう、情報の整備と提供に努めます。

7 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

(1) 教育・保育施設等に従事する者についての需給状況

① 教育・保育等に係る必要な従事者数（需要量）

量の見込みは、将来的な需要量（利用見込み児童数）から法的に求められる従業員数を推計するとともに、現状において法定基準よりも多く雇用している実態を勘案し計上しました。

② 教育・保育施設等において確保可能な従事者数（供給量）

現在就労している人数に対して、入職・離職の今までの傾向を勘案し、さらに県等の各種施策による追加確保見込み数を踏まえ、今後の確保可能な従事者数を推計しました。

区分	令和2年度			令和3年度		
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)
保育教諭	0	0	0	0	0	0
保育士	調整中				0	0
幼稚園教諭					0	0
区分	調整中				令和5年度	
					確保方策 ②	差 ③(②-①)
保育教諭	0	0	0	0	0	0
保育士	0	0	0	0	0	0
幼稚園教諭	0	0	0	0	0	0
区分	令和6年度					
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)			
保育教諭	0	0	0			
保育士	0	0	0			
幼稚園教諭	0	0	0			

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

市町村ごとの保育サービス量の見込みを踏まえ、その推計に基づき必要となる保育士等を確保できるよう国、県、市町村において、保育士確保の各種施策を推進することが必要です。

国では、待機児童解消に向けた「子育て安心プラン」において、保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保等についての支援策を構築・拡充しています。

また、新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡大に伴う人材の確保及び資質の向上も必要となります。

県としては、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、市町村、関係機関と連携して、以下の取組により質の高い保育や幼児教育の提供、地域子ども・子育て支援事業に必要な研修を行うとともに、人材の確保及び定着を図ります。

① 人材確保

- ・指定保育士養成施設（大学・短期大学・専門学校）の在学学生を対象に、修学資金の貸付を実施。
- ・保育士・保育所支援センターの活用による潜在保育士等への就職あっせん、相談支援の実施。
- ・潜在保育士を対象とした職場復帰のための研修・職場体験の実施。
- ・ハローワーク等との連携による人材確保の推進。
- ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化。
- ・市町村が行う地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者を確保するための研修に対する支援。
- ・保育士の資格取得を希望する又は保育に興味がある中・高校生に対する保育現場体験の実施。

② 資質の向上

- ・保育士等を対象とした保育の質の向上のための研修の実施及び研修を実施する市町村への支援。
- ・保育士又は幼稚園教諭を対象とした実技研修会や研究協議会等の実施。
- ・保育所管理者（所長等）を対象とした、保育士等職員の離職防止等に係る雇用管理の研修の実施。
- ・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するための認定資格研修の実施。
- ・放課後児童支援員等を対象とした経験年数やスキルに応じた現任者向け研修の実施。

8 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

現在、幼稚園や保育所の利用に当たっては、保護者の選択に基づき、他の市町村に所在する施設に通園している事例があります。

各市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、教育・保育についての需要量の見込みとその確保方策を定めていく必要がありますが、市町村を越えた教育・保育の利用が一定数見込まれる場合は、その分を考慮して確保方策を定めることが合理的です。ただし、市町村計画に他の市町村に所在する教育・保育施設の利用を確保方策として反映させる場合は、事前に当該市町村間において合意をするとともに、相手方の市町村計画についてもその分が反映されている必要があります。

なお、市町村間で合意に至らなかった場合で、かつ、当該市町村からの要請があったときには、県が広域調整を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、特定教育・保育施設等の利用定員を定めようとする場合又は変更しようとする場合には、子ども・子育て支援法の規定により、あらかじめ県に協議を行う必要があります。

県は、市町村からの協議内容について、子ども・子育て支援事業支援計画に定める確保方策と整合性が図られているかなどを審査の上、その結果を当該市町村に対して通知することとします。

9 教育・保育情報の公表

認定こども園等の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、市町村の確認を受けた後、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の内容や施設の運営状況などの情報を県に報告することとなっています。

県は、子どもの保護者が速やかに、そして円滑に施設等の情報を得て施設選択の参考とできるよう、報告を受けた情報について、ホームページを通じて公表します。

【公表項目】

- 施設又は事業所を運営する法人に関する事項
 - ・法人の名称、所在地、電話番号その他の連絡先
 - ・法人の代表者の氏名及び職名
 - ・法人の設立年月日
 - ・当該法人が県内で運営する教育・保育施設及び地域型保育事業
- 教育・保育を提供しようとする施設等に関する事項
 - ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ・施設等の名称、所在地、電話番号その他の連絡先
 - ・事業所番号
 - ・施設等の管理者の氏名及び職名
 - ・当該施設が認可又は認定を受けた年月日
 - ・事業の開始年月日又は開始予定年月日、確認を受けた年月日
 - ・特定地域型保育事業者においては、連携施設の名称
- 施設の教育・保育に従事する従事者に関する事項
 - ・職種別の従業者数
 - ・従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの子どもの数
 - ・従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数
 - ・従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
- 教育・保育等の内容に関する事項
 - ・開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
 - ・教育・保育の内容（保護者に対する子育ての支援の実施状況を含む）
 - ・教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積
 - ・施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項
 - ・利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ・賠償すべき事故が発生したときの対応
 - ・教育・保育の提供内容に関する特色
- 教育・保育を利用するに当たっての利用料

第5章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じます。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実するため、「福島県社会的養育推進計画」の推進に市町村と連携して取り組みます。

(1) 子どもの権利擁護

体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する普及啓発活動を行い、社会の理解を進め、体罰によらない子育て等を推進します。

また、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ子どもの権利擁護のための申立てができることについて周知し、児童福祉審議会の活用を促進します。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

ア 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

妊娠等に関して悩みを抱える妊婦や家庭を把握して支援するため、医療機関等と市町村が情報共有し、連携して支援できる環境整備や市町村等の取組への支援を行います。

また、子どもの養育が困難な場合の相談先や、里親や養子縁組制度の周知等を行います。

イ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

身近な地域で行う支援から専門的で広域的な支援まで、市町村と児童相談所、その他の関係機関が適切な役割分担と連携を図り、子どもとその家庭を支援します。

そのため、児童相談所は、支援が必要な子どもや家庭について市町村や関係機関と積極的に情報共有し、支援方針を協議するなどの協働に努めるとともに、市町村要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）への助言や協議会関係者向けの研修の実施等、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。

加えて、全国児童相談所共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知等、相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるとともに、子どもへ大きな影響を与えるDVの特性等について啓発活動を推進します。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童相談所の体制を強化するため、児童福祉司等の増員等を行うほか、弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備、医師の配置等の適切な職員配置を行います。

また、職員の資質向上や保護者支援プログラムの推進するための研修等を行い、職員の専門性の確保します。

加えて、介入的対応と保護者支援を行う職員を分ける等の対応、児童相談所一時保護所業務に対する第三者評価の実施等、児童相談所の業務の見直しを進めます。

一時保護所については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、環境整備や体制の充実を図ります。

さらに、児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合は、関係機関と協力して検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

2 社会的養育の充実・強化

平成28年の改正児童福祉法では、児童が権利の主体として位置付けられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記されたところであり、こうした理念を実現するために策定した「福島県社会的養育推進計画」に基づき、市町村と連携し、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実・強化に取り組みます。

(1) 市町村の子ども家庭支援体制の構築

地域や家庭における子どもの養育を支援するため、子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置、地域子ども・子育て支援事業の実施等、市町村の子ども家庭支援体制の構築を支援します。

(2) 里親等へ委託の推進に向けた取組

「家庭養育優先原則」では、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合に行う代替養育について、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなくてはならないとされており、里親等への委託を推進する必要があります。

そのため、子どもの養育の受け皿となる新たな里親の開拓や、里親へ研修や支援等を行うとともに、里親への支援を充実させるため、児童相談所への里親コーディネーターの配置を行うほか、児童福祉施設への里親支援専門相談員配置に向けた働き掛けや児童家庭支援センターの設置を支援します。

また、里親の開拓から研修、子どもと里親のマッチング、里親委託中の養育の支援及び委託解除後のアフターケアまで包括的に行うフォスタリング業務については、児童相談所と関係機関が連携を通して充実させるとともに、将来的には、民間機関への委託について検討します。

(3) パーマネンシー保障(※)としての特別養子縁組等の推進のため支援体制の構築

代替養育で養育され、家庭への復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障のため、里親委託推進の体制を充実させるとともに、民間あっせん業者とも連携し、養子縁組や特別養子縁組を推進します。

(4) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

代替養育が必要な子どものうち、手厚い支援や専門的なケアが必要な子どもなど、施設での養育が必要な子どもについても「できる限り良好な家庭的環境」を確保する必要があります。そのため、県内の代替養育のニーズや各施設の状況を踏まえながら、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。

(5) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

代替養育の下で育つ子ども達の自立のため、経済的支援や進学のための支援、仕事や対人関係などの相談を受ける体制の整備等を行っており、引き続き、子ども達の自立支援の推進に取り組めます。

※ パーマネンシー保障

子どもの成長のために永続的で安定的な養育者との関係や家庭での生活を保障すること。

3 ひとり親家庭の自立支援の充実

「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援に取り組むことにより、ひとり親家庭が健康で生きがいと幸せを実感でき、自立して安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(1) 相談・情報提供機能の充実

ひとり親家庭の父母は、子育てをはじめとした生活面や就業などに不安や悩みを抱えていることから、身近なところで生活全般にわたる相談を受け、日常生活や就業等に関する情報提供や助言を行い、自立支援のための施策を利用できるよう、ひとり親家庭のニーズに即した相談・情報提供の充実を図ります。

(2) 子育て環境づくりと生活支援策の充実

ひとり親家庭の自立を図っていくためには子育てと仕事が両立できる環境づくりが重要であるため、保育所の整備の促進や多様な保育サービスの充実とともに、放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充や研修による保育士等の資質向上を図り、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができる体制づくりを進めます。

また、ひとり親家庭等の住宅の確保が求められていることから、公営住宅の優先入居の促進を図ります。

(3) 就業支援の推進

ひとり親家庭の父母は、非正規雇用による不安定な雇用状況となる場合が多いことから、ひとり親家庭の自立のため、就業相談、求人情報の提供、職業紹介等を充実するとともに、就職に有利な資格取得や技能の習得支援を行います。

(4) 養育費確保対策の充実

ひとり親家庭特に母子家庭においては、養育費の確保が困難な場合が多いことから、養育費に関する知識や取得の手続、相談窓口等について、情報提供、啓発活動を行います。

(5) 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、経済的基盤を安定させることが重要であることから、市町村と連携しながら、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付等、経済的支援を行います。

4 障がい児施策の充実等

障がいのある子どもとその保護者を地域で支援するため、市町村における保健、医療、福祉、教育、労働の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、県は専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障がいに応じた専門医療・療育機関の確保等を通じ、適切な医療・療育の確保に努めるなど、総合的な取組を進め、ライフステージで分断されることのない地域の支援体制の整備を促進します。

また、医療的ケア児が身近な地域で、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、各関係機関が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を推進します。

(1) 早期発見・早期対応の推進

市町村が実施する乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査並びに県が実施する先天性代謝異常検査により、疾病・障がいの早期発見、早期治療及び早期療育を推進します。

また、認定こども園等において子どもの発達障がいに気づくためのアセスメントや乳幼児期から就学に向けた総合的な乳幼児健康診査の体制整備に対する支援を行います。

(2) 療育機能の充実

県全域を対象とする専門機関である総合療育センターの機能を充実し、利用児童の治療・訓練・生活指導等の総合的な強化に努めるとともに、発達障がい者支援センターにおける専門性の高い相談支援体制の一層の充実を図ります。

また、障がいのある子どもの在宅生活を支えるため、日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練を行い、家族からの相談等にも対応する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の設置を促進します。

(3) 障害児入所施設の機能強化

障害児入所施設については、保護者の安心感や負担軽減の観点からも、地域の様々なニーズに適切に対応していくことが求められており、専門的療育機関としての機能強化及び短期入所や保護者への支援等の身近な地域での支援体制の整備を促進します。

(4) 特別支援学校における特別支援教育の充実

特別支援学校で学ぶ障がいのある幼児児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう特別支援学校の

教育環境の更なる整備を推進します。

また、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図るため、特別支援学校教諭免許状保有率の向上や研修の充実を図るなど専門性の向上に努めます。

さらに、地域の幼稚園、小・中学校に在籍する幼児児童生徒の保護者への相談支援や教員への相談及び研修支援を行うなど、市町村における相談支援体制の整備や特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図り、切れ目のない支援体制の整備に努めます。

(5) 幼稚園、小・中学校等における特別支援教育の充実

幼稚園、小・中学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育や支援を受けることができるよう、教員の専門性の向上、支援体制の整備、特別支援教育の理解の促進等を図り、「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します。

(別表)

区域ごと（市町村ごと）の量の見込みと提供体制の確保方策

- 1 各年度における教育・保育に係る量の見込みと提供体制の確保方策
各地域における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策については、次のとおりです。
- ① 1号・2号に係る量の見込みと提供体制の確保方策 …… 4 1
 - ② 3号に係る量の見込みと提供体制の確保方策 …… 4 6
- 2 各年度における地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制の確保方策
各事業の区域ごとの量の見込みと提供体制とその時期については、次のとおりです。
- ① 利用者支援事業
 - (ア) 基本型・特定型 …… 5 1
 - (イ) 母子保健型 …… 5 2
 - ② 地域子育て支援拠点事業 …… 5 3
 - ③ 妊婦健康診査 …… 5 5
 - ④ 乳児家庭全戸訪問事業 …… 5 6
 - ⑤ 養育支援訪問事業 …… 5 7
 - ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ） …… 5 8
 - ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 …… 6 0
 - ⑧ 一時預かり事業
 - (ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業 …… 6 1
 - (イ) その他の一時預かり …… 6 2
 - ⑨ 延長保育事業 …… 6 5
 - ⑩ 病児に対する保育の提供 …… 6 6
 - ⑪ 放課後事業対策 …… 6 9
 - ⑫ 実費徴収に伴う補足給付事業 …… 7 2

以下、各区域ごと(市町村ごと)の量の見込みと提供体制の確保方策については調整中



ふくしまから
はじめよう。

第二期福島県子ども・子育て支援事業支援計画

令和2年3月
福島県こども未来局子育て支援課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
電話 024-521-7174
Fax 024-521-7747
e-mail kosodate@pref.fukushima.lg.jp